

## **岩手県災害廃棄物処理対策協議会設置要領の改正について**

### **1 趣旨**

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理等の円滑化を図るため、平成23年3月28日に岩手県災害廃棄物処理対策協議会設置要領を定め、協議会を設置したところ。  
今般、国及び県の組織体制の変化に伴い、所要の整理を行なおうとするもの。

### **2 改正点**

(1) 要領第3条中、「別表に掲げる職にある者」とある別表の所属の欄に「復興庁岩手復興局」を、職の欄に「局長」を加える。

#### **【理由】**

本年2月10日に復興庁岩手復興局が設置されたことから、復興庁岩手復興局長に当協議会に参画いただくことにより、災害廃棄物処理について一層の円滑化を図ろうとするもの。

(2) 要領第5条中、「岩手県環境生活部資源循環推進課」とあるのを「岩手県環境生活部廃棄物特別対策室」とする。

#### **【理由】**

県の組織改編に伴う所要の整理を行なおうとするもの。

## 岩手県災害廃棄物処理設置要領 改正（案）

改	正	前	改	正	後
(設置) 第1条 (略)			(設置) 第1条 (略)		
(所掌事項) 第2条 (略)			(所掌事項) 第2条 (略)		
(協議会の組織) 第3条 (略)			(協議会の組織) 第3条 (略)		
(協議会の座長) 第4条 (略)			(座長及び副座長) 第4条 (略)		
(事務局) 第5条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部 <u>資源循環推進課</u> に置く。			(事務局) 第5条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部 <u>廃棄物特別対策室</u> に置く。		
(捕捉) 第6条 (略)			(捕捉) 第6条 (略)		
附 則 この要領は、平成23年3月28日から施行する。			附 則 この要領は、平成23年3月28日から施行する。		
附 則 この要領は、平成23年6月20日から施行する。			附 則 この要領は、平成23年6月20日から施行する。		
			附 則 <u>この要領は、平成24年5月21日から施行する。</u>		

別表（第3条関係）

所 属	職	備 考
岩手県	岩手県知事	座長
岩手県	環境生活部長	副座長
宮古市	市長	
大船渡市	市長	
久慈市	市長	
陸前高田市	市長	
釜石市	市長	
大槌町	町長	
山田町	町長	
岩泉町	町長	
田野畠村	村長	
普代村	村長	
野田村	村長	
洋野町	町長	
岩手県市町村清掃協議会	会長 (盛岡市長)	
厚生労働省東北厚生局	局長	
農林水産省東北農政局	局長	
林野庁東北森林管理局	局長	
水産庁仙台漁業調整事務所	所長	
国土交通省東北地方整備局	局長	
国土交通省東北運輸局	局長	
海上保安庁第二管区海上保安本部	本部長	
陸上自衛隊	第9師団長	
環境省東北地方環境事務所	所長	
岩手県警察本部	本部長	
社団法人岩手県建設業協会	会長	
社団法人岩手県産業廃棄物協会	会長	

別表（第3条関係）

所 属	職	備 考
岩手県	岩手県知事	座長
岩手県	環境生活部長	副座長
宮古市	市長	
大船渡市	市長	
久慈市	市長	
陸前高田市	市長	
釜石市	市長	
大槌町	町長	
山田町	町長	
岩泉町	町長	
田野畠村	村長	
普代村	村長	
野田村	村長	
洋野町	町長	
岩手県市町村清掃協議会	会長 (盛岡市長)	
復興庁岩手復興局	局長	
厚生労働省東北厚生局	局長	
農林水産省東北農政局	局長	
林野庁東北森林管理局	局長	
水産庁仙台漁業調整事務所	所長	
国土交通省東北地方整備局	局長	
国土交通省東北運輸局	局長	
海上保安庁第二管区海上保安本部	本部長	
陸上自衛隊	第9師団長	
環境省東北地方環境事務所	所長	
岩手県警察本部	本部長	
社団法人岩手県建設業協会	会長	
社団法人岩手県産業廃棄物協会	会長	

## 岩手県災害廃棄物処理対策協議会設置要領

平成 23 年 3 月 28 日制定  
平成 24 年 5 月 21 日一部改正

### (設置)

第 1 条 岩手県沿岸地域における東北地方太平洋沖地震関係災害廃棄物の処理等について円滑化を図るため、「岩手県災害廃棄物処理対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 東北地方太平洋沖地震関係災害廃棄物の処理等について、円滑化を図るための諸課題について整理し、及び検討すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、設置目的を達成するための諸課題について協議すること。

### (協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (協議会の座長)

第 4 条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は岩手県知事をもって、副座長は岩手県環境生活部長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長は、必要があるときは、別表に掲げる者以外の参加を求めることができる。
- 5 副座長は座長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

### (事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室に置く。

### (補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほかは、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 28 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 20 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	職	備 考
岩手県	岩手県知事	座長
岩手県	環境生活部長	副座長
宮古市	市長	
大船渡市	市長	
久慈市	市長	
陸前高田市	市長	
釜石市	市長	
大槌町	町長	
山田町	町長	
岩泉町	町長	
田野畠村	村長	
普代村	村長	
野田村	村長	
洋野町	町長	
岩手県市町村清掃協議会	会長（盛岡市長）	
復興庁岩手復興局	局長	
厚生労働省東北厚生局	局長	
農林水産省東北農政局	局長	
林野庁東北森林管理局	局長	
水産庁仙台漁業調整事務所	所長	
国土交通省東北地方整備局	局長	
国土交通省東北運輸局	局長	
海上保安庁第二管区海上保安本部	本部長	
陸上自衛隊	第9師団長	
環境省東北地方環境事務所	所長	
岩手県警察本部	本部長	
社団法人岩手県建設業協会	会長	
社団法人岩手県産業廃棄物協会	会長	